

石綿による健康被害の救済

概要

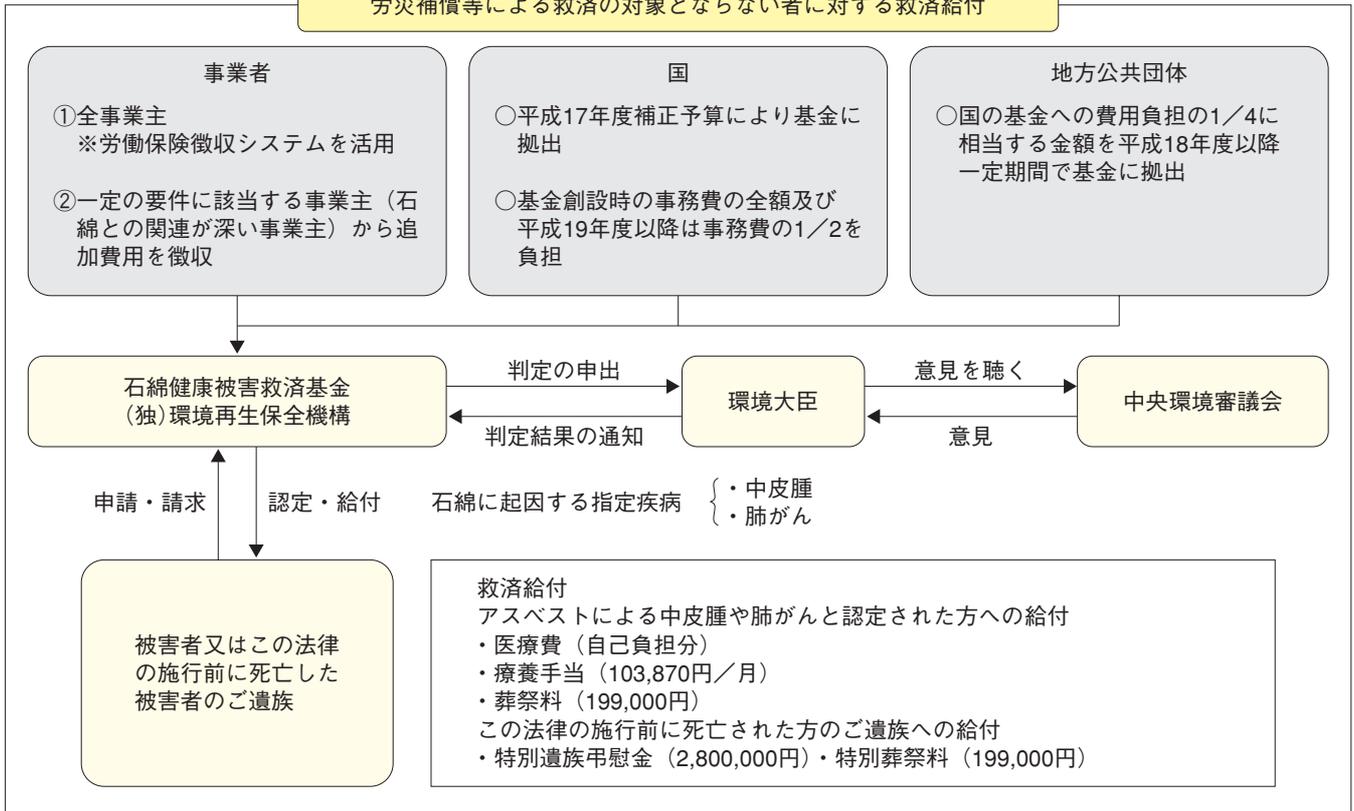
石綿による健康被害の救済に関する法律の概要

目的：石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害に係る被害者等の迅速な救済を図る。
 施行日：基金の創設 平成18年2月10日
 救済給付・特別遺族給付金の支給 平成18年3月27日
 事業者からの費用徴収 平成19年4月1日
 ※ 制度全体について5年以内に見直し。

資料編

④ 労働条件・労使関係

労災補償等による救済の対象とならない者に対する救済給付



労災補償を受けずに死亡した労働者の遺族に対する救済措置

〔特別遺族給付金の支給〕

- ①対象者：指定疾病等により死亡した労働者（特別加入者を含む。）の遺族であって、時効により労災保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅したもの。
- ②給付額：特別遺族年金 原則240万円/年
 ※特別遺族年金の支給対象とならない遺族には一時金を支給する。
- ③財源：労働保険特別会計労災勘定から負担する。